

# 福岡県公報

平成二十五年三月十二日  
第三千四百七十八号  
増刊  
①

## 目次

### 規則(第三号)

○福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (児童家庭課) ……………一

### 告示(第三百六十八号―第三百六十九号)

○福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課) ……………四

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正

### 選挙管理委員会

(港湾課) ……………六

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………六

## 規則

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月十二日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三号

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉法施行細則(昭和二十八年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)を「福岡県児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十六号)に、「ものの外」を「もののほか」に改める。

第十八条の五第三項中「様式十五号の十九」を「様式十五号の十九」に改める。

第十八条の六第一項中「第二十一条の五の二十五第二項」を「第二十一条の五の二十五第二項」に、「様式第四十八号」を「様式第十五号の二十」に改め、同条第二項中「十一条の五の二十五第三項」を「第二十一条の五の二十五第三項」に、「様式四十九号」を「様式第十五号の二十一」に改める。

第三十七条第九号中「第三十八条第二項第二号並びに第四十三条第四号及び第五号」を「第五十四条第二項第六号並びに第六十条第九号及び第十号」に改める。

様式第十五号の十五中「障害者福祉支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第十五号の十九の次に次の二様式を加える。

様式第 1 5 号の 2 0 (第 1 8 条の 6 関係)

受付番号

業務管理体制に係る届出書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

事業者 名 称  
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者 (法人) 番号

1 届出の内容		(1) 児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 2 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 2 項 関係 (整備)			
		(2) 児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 4 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 4 項 関係 (区分の変更)			
2 事 業 者	フリガナ				
	名称又は氏名				
	住 所 (主たる事務所 の所在地)	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)			
	連 絡 先	電話番号		F A X 番号	
	法人の種別				
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職名	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	代表者の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)			
3 事業所名称等 及び所在地		事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地
		計 ャ所			
4 児童福祉法上の該 当する条文 (事業者 の区分)		(1) 法第 21 条の 5 の 25 (指定障害児通所支援事業者等)			
		(2) 法第 24 条の 19 の 2 (指定障害児入所施設等の設置者)			
		(3) 法第 24 条の 38 (指定障害児相談支援事業者)			
5 児童福祉法施行規 則第 18 条の 38、第 25 条の 23 の 2 及び 第 25 条の 26 の 9 第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出事項		第 2 号	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)	生年月日	
		第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要		
		第 4 号	業務執行の状況の監査の方法の概要		
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部 (局) 課				
	事業者 (法人) 番号				
	区分変更の理由				
	区分変更後行政機関名称、担当部 (局) 課				
	区 分 変 更 日		年 月 日		

様式第 1 5 号の 2 1 (第 1 8 条の 6 関係)

受付番号	
------	--

業務管理体制に係る届出事項変更届出書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

事業者 名 称  
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者 (法人) 番号																				
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変 更 が あ っ た 事 項
-----------------

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人の種別、名称 (フリガナ)</li> <li>2 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号</li> <li>3 代表者氏名 (フリガナ)、生年月日</li> <li>4 代表者の住所、職名</li> <li>5 事業所名称等及び所在地</li> <li>6 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日</li> <li>7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要</li> <li>8 業務執行の状況の監査の方法の概要</li> </ol> |
|---|

変 更 の 内 容
-----------

(変更前)
-------

(変更後)
-------

様式第三十七号中「児童福祉施設最低基準第38条第2項第2号（第43条第4号又は第5号）」を「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第54条第2項第6号（第60条第9号又は第10号）」に改める。

様式第四十八号及び様式第四十九号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「ものの外」を「もののほか」に改める部分を除く。）、第三十七条第九号の改正規定、様式第十五号の十五及び様式第三十七号の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第三百六十八号

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱（平成二十三年五月福岡県告示第八百号）

の一部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。

## 別表1（第4条関係）

## 1 特別災害

(%)

災害名	資金名 (融資機関)	基準金利	市町村利子助成率及び利子補給率	利子助成率及び利子補給率	末端金利
平成21年7月24日から26日にかけての大雨災害	特別資金 (公庫)	公庫金利※1	(公庫金利－公庫金利を2で除し小数点以下第2位を2捨3入又は7捨8入し0.05%単位とした率) × 1/2	(公庫金利－公庫金利を2で除し小数点以下第2位を2捨3入又は7捨8入し0.05%単位とした率) × 1/2	特別資金の貸付金利※2
	経営安定資金 (農協)	農業近代化資金の基準金利※3	(農業近代化資金の基準金利－特別資金の貸付金利) × 1/2	(農業近代化資金の基準金利－特別資金の貸付金利) × 1/2	特別資金の貸付金利※2
平成24年7月3日から14日にかけての豪雨災害	特別資金 (公庫)	公庫金利※1	公庫金利 × 1/2	公庫金利 × 1/2	0
	経営安定資金 (農協)	農業近代化資金の基準金利※3	農業近代化資金の基準金利 × 1/2	農業近代化資金の基準金利 × 1/2	0
	経営安定資金 (信漁連)	漁業近代化資金の基準金利※4	漁業近代化資金の基準金利 × 1/2	漁業近代化資金の基準金利 × 1/2	0

※1 公庫金利とは、株式会社日本政策金融公庫が株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第12条第1項に基づき定める金利をいう。

※2 特別資金の貸付金利は、公庫金利から「市町村利子助成率及び利子補給率」及び「利子助成率及び利子補給率」を控除した率とする。

※3 農業近代化資金の基準金利とは、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の2の(3)に基づき国から通知される農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合の欄に定める基準金利をいう。

※4 漁業近代化資金の基準金利とは、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日16水漁第2708号水産庁長官通知)第4の2に基づき国から通知される漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項に掲げる者に貸し付けるもののうち個人施設として貸し付ける場合の基準金利をいう。

## 2 一般災害

(%)

資金名 (融資機関)	基準金利	市町村利子助成率及び利子補給率	利子助成率及び利子補給率	末端金利
特別資金 (公庫)	公庫金利※1	0.0	0.0	公庫金利
経営安定資金 (農協)	農業近代化資金の基準金利※2	(農業近代化資金の基準金利－公庫金利) × 1/2	(農業近代化資金の基準金利－公庫金利) × 1/2	公庫金利
経営安定資金 (信漁連)	漁業近代化資金の基準金利※3	(漁業近代化資金の基準金利－公庫金利) × 1/2	(漁業近代化資金の基準金利－公庫金利) × 1/2	公庫金利

※1 公庫金利とは、株式会社日本政策金融公庫が株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第12条第1項に基づき定める金利をいう。

※2 農業近代化資金の基準金利とは、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の2の(3)に基づき国から通知される農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合の欄に定める基準金利をいう。

※3 漁業近代化資金の基準金利とは、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日16水漁第2708号水産庁長官通知)第4の2に基づき国から通知される漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項に掲げる者に貸し付けるもののうち個人施設として貸し付ける場合の基準金利をいう。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の規定は、平成二十四年十月二十二日以後貸し付けられた災害対策資金について適用し、同日前に貸し付けられた災害対策資金については、なお従前の例による。

福岡県告示第三百六十九号

県が管理する港湾施設の概要（昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十二日

福岡県知事 小川 洋

苅田港(1)水域施設の表泊地の部南港7号A泊地の項中「1.250」を「1.198」に改め、同部南港10号泊地の項中「439」を「492」に改める。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 八幡東区の項中

医療法人社団新日鐵八幡記念病院	〃 〃 春の町一丁目一番一号
-----------------	----------------

を

製鉄記念八幡病院	〃 〃 春の町一丁目
----------	------------

に、

大野城市の項中

医療法人同仁会老人保健施設くすの郷	〃 乙金東二丁目一七番三号
-------------------	---------------

を

老人保健施設くすの郷	〃 乙金東二一七七三
秦病院	〃 筒井一三一一

に、

田川郡の項中

上野病院	〃 福智町上野三四二〇番地
社会福祉法人久和会老人保健施設勝寿会	〃 〃 赤池五一〇番地一三一

を

上野病院	〃 福智町上野三四二〇
------	-------------

に、

二 老人ホームの項中

有料老人ホームわじろの郷	〃 〃 和白丘二一七
--------------	------------

を

有料老人ホームわじろの郷	〃 〃 和白丘二一七
特別養護老人ホームすこやか	〃 〃 下原四一八二二五

に改める。